

令和4年9月9日

ご契約者各位

あんしん少額短期保険株式会社

## 新型コロナウイルス感染症による「みなし入院」給付金支払対象等取扱い見直しについて

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、2020年4月からの新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえて、保険約款を柔軟に解釈した特例措置として、宿泊施設や自宅等で療養している方にも同給付金について支払対象としてまいりました。しかしながら、医療機関や保健所のさらなる負担軽減のため、今後、新型コロナウイルス感染症による「みなし入院」給付金支払対象等の取扱いにつきましては、以下の通り実施をさせていただきますので、ご理解ご協力の程お願い申し上げます。

### 1. 「みなし入院」給付金支払対象等見直しおよび手続きについて

弊社約款におきまして、入院給付金は、被保険者が、責任開始日以後の保険期間中に日本国内の病院または診療所に入院し「治療を目的として」一泊以上継続して入院した場合に支払対象となります。本来新型コロナウイルスに罹患し、「みなし入院」で入院給付金請求があった場合、入院給付金の支払対象外となりますが、2020年4月より特別なお取扱いとして「みなし入院」も入院給付金対象としておりました。しかしながら政府より2022年9月26日以後、全数把握を見直し届出対象者を重症化リスクの高い方に限定する取扱いを全国一律で適用するとの発表があり、弊社といたしまして、宿泊・自宅療養による「みなし入院」の入院給付金のお支払いにつきましては、感染後、直ちに入院できなかった、以下の「みなし入院」については対象として、引続き特例的に入院給付金をお支払いさせていただくことになりました。

尚、給付金のご請求は、療養解除後をお願いします。（解除日以前のご請求ではお支払事由に該当するかどうかの確認ができません）

#### (1) 対応開始日

令和4年9月26日～

※対応開始日以後に下記の解釈により「みなし入院」として入院を開始された方が対象となります。尚、「以前の解釈であるみなし入院の療養期間」が上記対応開始日を挟んで療養された方は、以前の解釈でご請求いただけますので、ご不明な点等ありましたらお客様相談室（0120-685-336）までご連絡ください。

あんしん少額短期保険株式会社

## (2) 「みなし入院」対象等について

With コロナに向けた新たな段階への移行の一環として、全国一律に、重症化リスクの高い以下の方々に限定するものとします。

- ① 65歳以上の者
- ② 入院を要する者
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬<sup>※③</sup>の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な者
- ④ 妊婦の者

※③の「新型コロナ治療薬」については、以下の治療薬を指します。

- 1) ロナプリーブ (カシリビマブ・イムデビマブ)
- 2) ステロイド薬
- 3) ゼビュディ (ソトロビマブ)
- 4) トシリズマブ
- 5) パキロビッド
- 6) バリシチニブ
- 7) ラゲブリオ
- 8) ベクルリー

## (3) 「みなし入院」に伴う療養証明書の取得について

原則として My HER-SYS で取得した療養証明書での提出をお願いします。

尚、どうしても My HER-SYS の提出が困難な場合は、以下の代替書類の提出を以て可といたしますが、被保険者名・検査日または検査結果判定日・療養期間や医療機関名等があるものでお願いいたします。

※代替書類例 (My HER-SYS が利用できない場合の対応例)

- ・医療機関等で実施された PCR 検査や抗原検査の結果がわかるもの
- ・診療証明書 (医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」  
(外来診療・診療報酬上臨時的取扱を含む) が記載されたもの)
- ・コロナ治療薬が記載された処方箋・服用説明書
- ・自治体が設置している健康フォローアップセンター<sup>注1</sup>の受付結果  
(SMS・Line 等) (注1) 自治体ごとに名称が異なるため、お住まいの自治体の名称をご確認ください。
- ・保健所から陽性者に出された案内文 (健康観察や生活支援の留意点等記載)
- ・PCR 検査や抗原検査を実施する検査センターの検査キット (市販の検査キットは除く)

## (4) 入院給付金をお支払いする期間について

- ・入院給付金のお支払い対象となる期間は、原則 PCR 検査等で陽性と判断された日から厚生労働省の定める解除基準に該当した日 (保健所・自治体から通知された解除

日)となります。

※参考例 9月27日陽性⇒10月3日解除の場合7日間ですが、弊社の入院給付金は1泊した場合にお支払いするため最後の日は対象になりません。

#### (5) 療養期間の変更

2022年9月7日以降療養期間の考え方が以下の通りとなっております。

- ・有症状の場合 10日間 ⇒ 7日間 (入院の場合は10日間)
- ・無症状の場合 7日間 ⇒ 7日間 (5日目の検査で無症状の場合は5日間)

※療養日数に併せてみなし入院の給付金対象日数を算出する場合には上記日数が基準になります。

## 2. 保険料のお取扱いについて

万が一ご契約者の方が新型コロナウイルスに感染してご入院等を余儀なくされたためにお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6か月間延長いたします。

## 3. 死亡保険金

新型コロナウイルス感染症により死亡された場合は、疾病による保険金の対象となります。

## 4. ご請求時の取扱いについて

お手元に入院の領収書がないケースなど、請求手続きに必要な書類を準備することが難しい場合は、個別の事情をお伺いし柔軟に対応します。

※参考 入院給付金請求の際の提出書類

- ① 会社所定の入院給付金請求書
- ② 医師の診断書および入院証明書もしくは My HER-SYS で取得した療養証明書もしくは「みなし入院」に伴う療養証明書以外の代替書類
- ③ 被保険者の住民票または戸籍抄本
- ④ 保険証券
- ⑤ 重症化リスクの高い方であることを確認する資料
  - ・ 65歳以上の方⇒本人確認書類等
  - ・ 入院を要する方⇒医療機関で発行される領収書・退院証明書等
  - ・ 重症化リスクがあり新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方⇒医療機関で発行される診療証明書・処方箋等
  - ・ 妊婦⇒母子手帳等

## 5. 付帯サービスのお取扱いについて

当社商品のご契約者様専用のサービスとしてご提供しております無料の電話相談「ファミリー健康相談（提供：株式会社法研）」もしくは Web からのご相談「ファミリー・ケア・ネットワーク（提供：株式会社法研）」では、24時間体制で新型コロナウイルス感染症に関するご相談も含めベテラン相談員（スタッフは、保健師・看護師・栄養士などの専門的な資格を持っており、センターに常駐している医師がバックアップします。）が健康に関するあらゆるご相談を承っております。

※新型コロナウイルスに関する一般的な質問があった場合、厚生労働省の指針に沿ったご案内をしております。また、濃厚接触者等感染疑いの不安な症状がある場合には、各自治体の帰国者・接触者電話相談センターをご案内しています。

以上

お問い合わせ先：

**お客様相談室 通話無料 0120-685-336**

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)